

登別市中央地区まちづくり協議会規約

(目的)

第1条 登別市中央地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、主に登別市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に伴う中央地区のまちづくりに関する事項を協議し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道登別市中央町6丁目11番地登別市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新庁舎建設後の現庁舎の跡地の利活用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中央地区のまちづくりに関し市長が必要と認める事項に関すること。
- (3) その他、協議会が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなすことができる。
- 3 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し臨時会議の開催を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 会長は、協議事項の議論をより集中的に進めるため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(学生委員会)

第6条 会長は、協議事項の議論に、次代を担う若い世代のまちづくりに関する意見・要望等が反映できるよう、必要に応じて学生委員会を設置することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

- 2 事務局は登別市総務部本庁舎整備推進グループに置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和4年12月9日から施行する。